

2 - ④更新回数の上限について

○提案理由

ふれあい農園は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）に基づき、市が借り受けた農地において「市民が自らの手で農作物を栽培することを通して生産の喜びを知り、農業に対する理解を深めること」を目的として設置しています。

現在ふれあい農園では、ご利用を希望されながらも「待機」という形でお待ちになられている方が複数名おられます。利用希望者間の公平性の確保及び広く市民の皆様に農業体験の機会を提供する観点から、将来的には契約の更新回数に上限を設けることを検討しています。

○説明要約

ふれあい農園では、これまで現利用者の更新希望を優先的に認めてきたため、キャンセル待ちの希望者は、現利用者の利用辞退があった場合のみ、上位待機者から順次繰り上げて利用いただいています。

この方法ですと、現利用者は更新の見込みがあるため、安心して農作物の栽培に取り組める反面、待機者等の利用希望者はなかなか利用の機会が得られないこととなります。この状況は市の提供する公共サービスで、長期にわたり受益を受ける市民がいる一方で、一向に受益の機会が得られない市民が存在することになるため、互いに譲り合い順番に機会が得られるよう契約更新回数に上限を設けることを検討しています。

また、特定農地貸付法では5年が上限として定められており、他市町でも法律の範囲内では最長の5年間とする例が多く見られます。

○意見総括

農園区画について「5年を超えて借りることができない」というルール of 提案については、特定農地貸付法に定められた基準に基づき、なるべく多くの市民に家庭菜園（農作業）を楽しんでもらう機会を提供しようという趣旨ですが、現に農園を利用されている皆様からは「数年かけて自分なりに懸命に土作りをしてきた畑を返さなきゃいけないというのは、趣旨や法律の道理は分かっても辛い」との声が多く聞かれました。

○方針総括

説明会にご参加の皆様のご意見の大半は、意見総括に記載のとおりですが、「市の運営する農園なのだから、法律に定められたとおりが良い」とのご意見もありました。法律では5年が上限として定められ、他市町でも法律の範囲内最長の5年間とする例が多いことから、蓮田市でも準ずるべきと考えますが、一方で待機者がいる場合と待機者がいない場合では運用は異なるとも考えられます。

その場合には、上限に到達した方が「必ずしも利用できない」ということではなく、一定の条件を付して順番として待機者の後ろに並んでもらうとの考え方もあります。また、今後の利用状況によっては、上限の設定はあっても機能する機会は生じない可能性もありますが、各種条件と複数のパターンを考慮しつつ検討を継続します。

○補足事項

補足資料1：市民農園をはじめよう!!・令和6年度版・農林水産省（抜粋）

P4 ①特定農地貸付法 ア法律のしくみ 特定農地貸付けとは

③貸付期間が5年を超えない 参照

○意見抜粋

・更新の上限設定については、年齢が上がれば自然と辞退者も発生してくるので慎重に進めてほしい。

・待機者解消が背景にあるのであれば、2区画利用者からの1区画の返却、耕作放棄の方からの返却を先にやってほしい。

・区画については、きれいにするのに数年かかっています。5年では期限が少し短いと思う。

・作物の作り方をベテランの方に教えてもらっているが、一斉に変わって初心者ばかりになってしまう。農園にできたコミュニティも維持してほしい。

・契約の期限をずらして、順番で変わってもらう形が良いと思う。

・5年とか10年で期限を区切らなくても、年齢が上がれば入れ替わると思う。

・古い方に野菜作りを教えていただいております、5年で全員の入れ替りは心配。

・子供が大きくなるまで10年くらい一緒に畑をやっていたら、人間関係も膨らみ良いと感じている。

【ご意見をお寄せください】

説明会のご報告は以上ですが、ふれあい農園は市の提供する公共サービスとなるため、現受益者である利用者以外にも、広く市民の皆様からのご意見を頂戴したいと考えております。ご意見をお聞かせください。

【ご意見・お問い合わせ】

〒349-0193

埼玉県蓮田市大字黒浜 2799 番地 1 蓮田市 環境経済部 農政課

電話：048-768-3111（代表） 内線 232

F A X：048-765-1700

メール：nousei@city.hasuda.lg.jp